

①国名	Russian Federation (RU) (ロシア連邦)
②名称	Federal Service for Intellectual Property (ROSPATENT)
③所在地	30-1 Berezhkovskaya nab. GSP-3, Moscow 123993
④連絡先	(電話) (7 499) 240 60 15 (FAX) (7 499) 531 63 18 (E-mail) rospatent@rupto.ru (internet) <a href="http://www.rupto.ru/rupto/portal/start?lang=ru">http://www.rupto.ru/rupto/portal/start?lang=ru</a>
⑤組織の長	Acting Director General : <b>Mr Grigory Ivliev</b>
⑥沿革	<p>(1) ロシアにおける工業所有権の対象の法的保護の展開は、ロシアの歴史やロシアにおいて起っている社会・経済的な転換と密接に繋がっている。ロシアにおける技術革新の保護は、16-17世紀に始まっている。それが法的形式として存在するようになったのは、封建的「特権」に基づいてであり、長い年月の間、ロシア皇帝の慈悲により配布された「特許証」という財産として保有されてきた。例えば「特許証」は、工場を建設するために渡された。</p> <p>(2) 発明の保護の最初の期間が全面的に法律に定められたのは、ロシア皇帝が1812年6月17日に「技術及び手工芸術及び手工芸についての各種の発明及び発見に対する特権に関する」宣言に署名したことによってであった。事実上、これがロシアにおいて発明に対する特権の内容及び形式、その交付手続き、条件、手数料、取り消し理由及び裁判の順序を定めた最初の特許法であった。</p> <p>(3) 1896年5月20日に「技術革新及び改善に対する特権についての法」が公布されたが、これは最新の特許制度の主要な要素を集約したものであった。この制度では、発明の対象及び弁別の特徴を含む発明の説明を提出するよう要求すること、新規性を決定するために発明の実体審査を行うこと、発明を15年間使用する排他的権利を付与すること等が行われた。しかしながら、発明を保護する方式として特許が導入されたのは、1924年9月12日のソビエト連邦時代になってからであった。</p> <p>(4) この独特な特許制度は1931年までは存在し続けたが、1931年には「発明及び技術上の改良についての規則」により著作者免許を用いて発明を法的に保護する形式が保護を行う主要な方法として導入された。登録された発明は全てが国家の財産と宣言された。この状況は、最初にソビエト連邦に1991年に、次にロシア連邦に1992年に近代特許制度が再構築された1990年代末まで続いた。</p> <p>(5) 現行の特許法制度は、1992年9月23日からロシア連邦で存続している。2003年2月7日には、この法律に対する修正が採択され、同年の3月11日に施行された。</p> <p>(6) ロシアの産業財産権法は、一部改正が行なわれると共に民法典第4部に集約され、2008年1月1日に施行された。</p> <p>(7) ロシア連邦は、2012年8月22日にWTO加盟が発効し、WTO加盟国となった。</p>
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、著作権、営業秘密、原産地表示、半導体集積回路の回路配置、商号、コンピュータ・プログラム及びデータベース

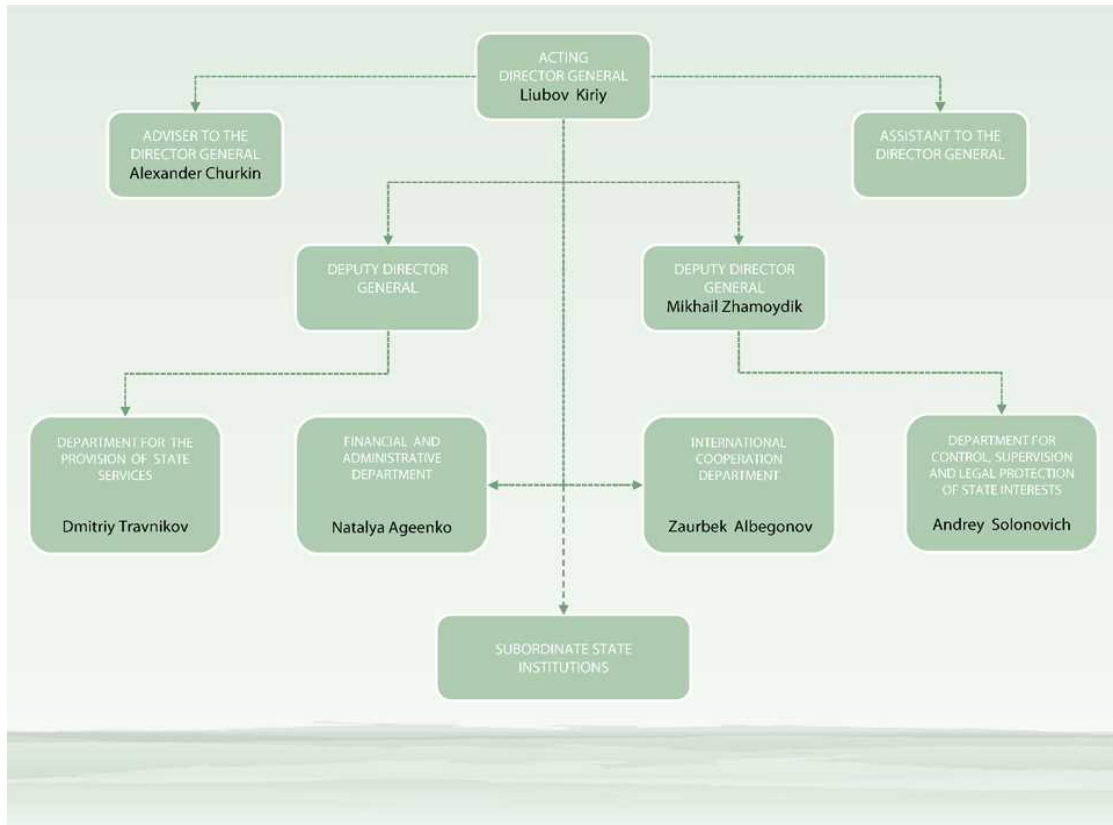
①国名	Russian Federation (RU) (ロシア連邦)					
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)	
	1970/4/26	1995/3/13	1989/1/20			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ	
	1986/4/17	1965/7/1	2009/8/12	1995/3/13	2003/5/26	
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)	
	2009/12/18	1998/5/11		2009/2/5	2009/2/5	
	ブタペスト	ハーグ			リスボン	
		ロンドンアクト	ハーグアクト	ジュネーブアクト		
	1981/4/22			2018/2/28		
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース	
1976/7/1	1997/6/10	1978/3/29	1972/12/15	1971/7/26		
ストラスブール	ウィーン	WTO				
1976/10/3		2012/8/22				
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	36,883	37,957	35,511	34,984
		(内 外国出願)	14,106	13,031	12,174	11,225
		(内 日本から)	1,453	1,562	1,292	1,152
		(内 PCTルート)	10,838	10,159	9,882	9,079
	実用新案	全数	10,643	9,747	10,136	9,195
		(内 外国出願)	491	485	419	336
	意匠	全数	6,487	6,565	7,143	7,568
		(内 外国出願)	3,224	3,343	3,766	3,729
		(内 日本から)	337	271	250	282
	商標	全数	71,797	75,128	85,075	92,421
		(内 外国出願)	25,195	25,996	26,450	25,019
		(内 日本から)	836	903	887	887
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	34,254	35,774	34,008	28,788
		(内 外国出願)	13,217	15,248	13,895	11,607
		(内 日本から)	1,423	1,741	1,679	1,170
		(内 PCTルート)	10,836	12,423	10,430	9,335
	実用新案	全数	8,774	9,869	8,848	6,748
		(内 外国出願)	398	478	478	246
	意匠	全数	5,339	6,741	6,330	6,139
		(内 外国出願)	3,145	3,900	3,375	3,625
		(内 日本から)	341	389	272	285
	商標	全数	57,238	66,828	68,049	67,122
		(内 外国出願)	26,173	26,942	27,539	25,067
		(内 日本から)	936	1,038	992	956
	出典: WIPO IP Statistics					

① 国名

Russian Federation (RU)  
(ロシア連邦)

⑫ 組 織

<組織図>



(出典): ROSPATENT HP

①国名	Russian Federation (RU) (ロシア連邦)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2017年7月1日施行（民法典第4部）
	③地理的効力の範囲	ロシア連邦内のみ (民法典第1346条)
	④他国制度との関係	ユーラシア特許条約加盟国 (民法典第1397条)
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (民法典第1357条(2))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ロシアに非居住の出願人は、代理人として特許弁護士を選任しなければならない。 (民法典第1247条(2)、(3))
	⑦出願言語	ロシア語 (民法典第1374条(2))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。特許の効力は、特許付与日から発生する。 また、使用するために許可を必要とする薬物、殺虫剤又は農業に関連した発明の出願日から、当該出願に対する初回の許可の付与日まで、5年を上回る期間が経過した場合、各発明に係る排他的権利及び当該権利を証する特許の存続期間は、特許権者からの請求に応じて延長することができる。この延長できる期間は、当該出願の出願日から起算して、発明を使用する初回許可の受領日に至る期間から5年を減じた期間である。 (民法典第1363条(1)、(2))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (民法典第1350条(2))
	⑩グレースピリオド	有。発明者、出願人又はこれらから直接又は間接に情報を得た者による発明に関する情報の開示。期間は、開示日から6月。 (民法典第1350条(3))
	⑪非特許対象	(1) 発見、並びに科学理論及び数学的方法に関する発明 (2) 製品の外観のみに関する提案で、美的要件を満たすためのものに関する発明 (3) 遊技、知的活動又は事業活動の規則及び方法に関する発明 (4) コンピュータ・ソフトウェアに関する発明 (5) 情報の提示に関する発明 (6) 植物品種及び動物種に関する発明 (7) 集積回路の回路配置に関する発明 (8) 公序良俗に反する発明 (9) ヒトのクローン化方法及び得られるクローン (10) ヒトの胚細胞株の遺伝的完全性の組換え方法 (11) 工業目的及び商業目的でのヒトの胚の使用  (民法典第1349条(4)、第1350条(5)、(6))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。特許出願は、実体審査の請求が行われると実体審査が行われる。 (民法典第1386条(2))
	⑬審査請求制度の有無	有。審査請求は、出願日から3年以内に行なわなければならない。 (民法典第1386条(1))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日から18月経過後に公開される。 (民法典第1385条(1))
	⑯異議申立制度の有無	無。 (民法典第1390条(4))
	⑰無効審判制度の有無	有。何人も、特許の無効を、特許庁に対して、特許の存続期間中、何時でも請求することができる。 また、特許権の存続期間満了後でも請求することができる。 (民法典第1398条(2))
	⑱実施義務	有。特許付与日から4年。この間の不実施又は不十分な実施は、強制実施権設定の対象となる。 (民法典第1362条(1))



①国名	Russian Federation (RU) (ロシア連邦)	
実用新案制度	②最新実新案法の施行年月日	2017年7月1日施行 (民法典第4部)
	③地理的効力の範囲	ロシア連邦内のみ (民法典第1346条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人) (民法典第1357条(2))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ロシアに非居住の出願人は、代理人として特許弁護士を選任しなければならない。 (民法典第1247条(2)、(3))
	⑦出願言語	ロシア語 (民法典第1374条(2))
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から10年。 (民法典第1363条(1))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (民法典第1351条(2))
	⑩グレースピリオド	有。考案者、出願人又はこれらから直接又は間接に情報を得た者による発明に関する情報の開示。期間は、(民法典第1351条(3))
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 (1) 発見、並びに科学理論及び数学的方法に関する発明 (2) 製品の外観のみに関する提案で、美的要件を満たすためのものに関する発明 (3) 遊技、知的活動又は事業活動の規則及び方法に関する発明 (4) コンピュータ・ソフトウェアに関する発明 (5) 情報の提示に関する発明 (6) 植物品種及び動物種に関する発明 (7) 集積回路の回路配置に関する発明 (8) 公序良俗に反する発明 (9) ヒトのクローン化方法及び得られるクローン (10) ヒトの胚細胞株の遺伝的完全性の組換え方法 (11) 工業目的及び商業目的でのヒトの胚の使用 (民法典第1351条(1)、(5)、第1349条(4))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。方式審査の結果が肯定的であった場合は、実用新案出願の実体審査が行われる  (民法典第1390条)
	⑬審査請求制度の有無	無。 (民法典第1390条(2))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。 (民法典第1390条(4))
	⑯異議申立制度の有無	無。 (民法典第1390条(4))
	⑰無効審判制度の有無	有。何人も、特許の無効を、特許庁に対して、特許の存続期間中、何時でも請求することができる。 また、特許権の存続期間満了後でも請求することができる。 (民法典第1398条(2))
	⑱実施義務	有。実用新案付与日から3年。この間の不実施又は不十分な実施は、強制実施権設定の対象となる。 (民法典第1362条(2))

①国名	Russian Federation (RU) (ロシア連邦)	
⑱費用 単位 RUR (ロシア・ルーブル)	[出願から登録までに掛かる費用]	
	出願料	2,700 RUR
	登録料	10,800 RUR
	[実用新案権維持に掛かる費用]	
	年金(何才)	
	1年-2年次	1,350 RUR(毎年) 7年-8年次 5,400 RUR(毎年)
	3年-4年次	2,700 RUR(毎年) 9年-10年次 1,350 RUR(毎年)
	5年-6年次	4,050 RUR(毎年)
⑳料金減免措置 の有無	有。次の3つの条件を満たすとき、特許料の減免(特許料の最初の3年間について最高75~80%減額)を受けることができる。 (1) ロシア連邦の永住者であること。 (2) 発明のただ1人の発明者であること。 (3) 発明者自身の名前で特許の出願をしている、又はただ1人の特許保有者であること。	
㉑PCTにおける 国内料金減額 措置の有無	無。	
(備考)	実用新案特許の保護対象:装置に関する技術的解決についての考案	

①国名	Russian Federation (RU) (ロシア連邦)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2017年7月1日施行（民法典第4部）
	③地理的効力の範囲	ロシア連邦内のみ (民法典第1346条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人) (民法典第1357条(2))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ロシアに非居住の出願人は、代理人として特許弁護士を選任しなければならない。 (民法典第1247条(2)、(3))
	⑦出願言語	ロシア語 (民法典第1374条(2))
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。通常25年を上限として5年単位で繰り返し延長することができる。 (民法典第1363条(1)、(3))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (民法典第1352条(2))
	⑩「グレースピリオド」	有。創作者、出願人又はこれらから直接又は間接に情報を得た者による発明に関する情報の開示日から12月 (民法典第1352条(4))
	⑪不登録対象	(1) 物品の技術的機能のみから特定される意匠の創作 (2) 建築物(小さな建築構造物は除く)及び産業上、水圧技術上及び他の動かない構造物に関する意匠の創作 (3) 印刷物それ自体に関する意匠の創作 (4) 液体、ガス及び乾燥した物質のような安定していない形状のものに関する意匠の創作 (5) 公序良俗に反する意匠の創作 (民法典第1352条(5)、第1349条(4))
	⑫実体審査の有無	有。 (民法典第1391条)
	⑬審査請求制度の有無	無。 (民法典第1391条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)採用している。
	⑲出願公開制度の有無	無。 (民法典第1393条(1)、第1394条)
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	無。 (民法典第1398条(2))
	㉒無効審判制度の有無	有。何人も、特許の無効を、特許庁に対して、特許の存続期間中、何時でも請求することができる。 また、特許権の存続期間満了後でも請求することができる。 (民法典第1398条(2))
	㉓登録表示義務	無。



①国名	Russian Federation (RU) (ロシア連邦)	
⑭費用 単位 RUR (ロシア・ルーブル)		[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料 2,700 RUR(各意匠につき)
		実体審査料 5,400 RUR(各意匠につき)
		登録料 10,800 RUR(各意匠につき)
		[意匠権維持に掛かる費用]
		年金
		3年－4年次 2,700 RUR(毎年) 11年－12年次 12,150 RUR(毎年)
		5年－6年次 4,050 RUR(毎年) 13年－14年次 16,200 RUR(毎年)
		7年－8年次 5,400 RUR(毎年) 15年次 20,250 RUR(毎年)
9年－10年次 8,100 RUR(毎年)		
⑮料金減免措置 の有無		有。次の3つの条件を満たすとき、特許料の減免(特許料の最初の3年間について最高75～80%減額)を受けることができる。 (1) ロシア連邦の永住者であること。 (2) 意匠のただ1人の発明者であること。 (3) 創作者自身の名前で特許の出願をしている、又はただ1人の特許保有者であること。

①国名	Russian Federation (RU) (ロシア連邦)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2008年1月1日施行（民法典第4部）
	③地理的効力の範囲	ロシア連邦内 (民法典第1479条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体標章 (民法典第1477条(2)、第1492条(5))
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標、色彩商標、匂い商標 (民法典第1482条)
	⑦出願人資格	商標を使用する者及び承継人(自然人、法人) (民法典第1492条(1))
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (民法典第1483条(6)1)、2))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ロシアに非居住の出願人は、代理人として特許弁護士を選任しなければならない。 (民法典第1247条(2)、(3))
	⑪出願言語	ロシア語 (民法典第1492条(6))
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年毎に更新できる。 (民法典第1491条(1)、(2))
	⑬グレースピリット	有。次の事項が規定されている。 ・国際博覧会への出品/出展に係る商標の展示。期間は、出品/出展日から6月。 (民法典第1495条(2))
	⑭不登録対象	(1) 識別性を有しない標章 (2) 普通に使用されている符号及び用語からなる標章 (3) 商品の種類、品質、数量、特性、機能若しくは販売の場所及び時期を表わす標章 (4) 商品の性質に起因する形状から構成されている標章 (5) 国の紋章、旗章又は記章、国の公の名称、国際政府機関の記章、略称又は正規の名称、監督用又は証明用の公の記号、分析標識又は印章、勲章その他の名誉の記章を構成する記号又は表示、又はこれらの記号又は表示と類似する記号又は表示、これらの記号又は表示が権威ある当局又は所有者の許諾を得て、未保護の要素として組み入れられた標章 (6) 商品又はその商品の製造者に対し、不正確な又は需要者に誤認をさせるおそれがある記号又は表示の標章 (7) 公序良俗に反する標章 (8) ロシア連邦の人々の文化遺産又は世界の文化又は自然遺産の特に貴重な物体の公式名称及び像、又はコレクション又は基金に保管された文化的価値のある像と同一の、又はこれらに混同を生じさせるほどに類似する標章 (9) ロシア連邦が締約国である国際条約に基づいて、当該条約の締約国の1においてその領域を原産地とし(当該国の地理的国境内で生産され)、主としてその原産地により決定される独特の品質、名称その他の特性を有するぶどう酒又はアルコール飲料を識別する標識として保護されている要素を表わす、又は取入れる標章 (民法典第1483条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。 (民法典第1508条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (民法典第1492条(3)3))
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (民法典第1499条(1))
	⑲審査請求制度の有無	無。 (民法典第1499条(1))

①国名	Russian Federation (RU) (ロシア連邦)	
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。	
㉑出願公開制度の有無	無。	
㉒異議申立制度の有無	無。 (民法典第1506条、第1512条、第1513条)	
㉓無効審判制度の有無	有。 (民法典第1512条、第1513条)	
㉔不使用取消制度の有無	有。3年。継続して3年間の商標の不使用は、不使用取消の対象となる。 (民法典第1486条(1))	
㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。	
㉖図形要素の分類	国際図形分類(ウィーン図形分類)を採用している。(ウィーン協定には未加盟)	
㉗譲渡要件	無。商標権は、営業の譲渡とは関係なく譲渡することができる。 (民法典第1488条(1))	
㉘費用 単位  RUR (ロシア・ルーブル)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>出願料                   10,500 RUR(1分類につき)                                   1,500 RUR(2超の各分類につき)</p> <p>登録料                   12,000 RUR</p> <p>[商標権の維持に掛かる費用]</p> <p>存続期間更新料       10,500 RUR(1分類につき)                                   1,500 RUR(2超の各分類につき)</p>	
㉙料金減免措置の有無	無。	